


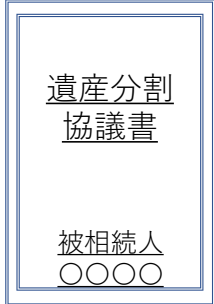

税務関係書類における押印義務の見直し

確定申告書などの国税関係書類への押印が2021年4月1日以後に提出する税務関係書類について一部を除き廃止されます。

背景

- ・コロナ危機収束のためのテレワークの推進
- ・デジタル時代を見据えた書面主義、押印主義、対面主義の見直し（行政コストの削減）

➔ 税務手続の負担軽減

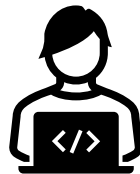
押印	廃止（原則）	存続（例外）		
国税関係書類	国税関係書類全般	①延納・納税猶予等に係る担保提供関係書類	②物納手続関係書類	③相続税・贈与税の特例における添付書類
具体例	<p>確定申告書、修正申告書、更正の請求書 給与所得者の扶養控除等申告書 等</p> <p>※1</p>  <p>認印での押印が許容されていたため廃止となります。</p>	<p>不動産抵当権設定登記承諾書 第三者による納税保証書 等</p>  <p>遺産分割協議書 被相続人 ○○○○</p>	<p>所有権移転登記承諾書 等</p>  <p>本人証明が厳格に求められているような手続 ※2については押印が存続となります。</p> <p>※2実印を押印して印鑑証明書の添付が必要な手続</p>	<p>遺産分割協議書 等</p>

※1 出典：国税庁HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/shinkokusho/pdf/r02/01.pdf>

※地方税関係書類についても、国税と同様、押印義務が廃止されます。

◆押印が廃止されても、本人証明性を担保するための新たな手続きは生じません。

◆電子申告では押印廃止に伴う影響はなく従来通り電子証明書を用いて行います。



◆上記の国税関係書類以外でも押印が存続する行政手続きには下記のようなものがあります。

- ・自動車の新規登録
- ・商業、法人登記の申請 ※オンライン申請の場合、印鑑の提出は任意



株式会社青山財産ネットワークス（以下「当社」といいます。）のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）から当社の秘密情報の記載された資料（以下「本資料」といいます。）をダウンロードする場合は、下記の注意事項に同意した場合に限り、ダウンロードすることができます。必ず下記の注意事項を遵守の上で本資料をご利用下さい。

著作権

本サイトで配布する本資料の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。）、商標権、その他知的財産権、肖像権等の権利（以下総称して「知的財産権等」といいます。）は、当社又は正当な権原を有する第三者に帰属します。

使用許諾

本サイトでダウンロードできる本資料は、非営利目的で個人的な使用をする場合、法人の場合は当社が許諾した範囲で使用する場合に限り、本資料をダウンロード・保存、印刷、閲覧することができるものとします。但し、かかる表示または印刷物には、当社の著作権表示が付されることを条件とします。

禁止事項

1. 本サイトで配布する本資料を当社が別途許可する範囲を超えて加工する行為や、改変する行為は禁止します。
2. 本サイトで配布する本資料の内容を、当社が事前に承諾した場合を除き、本サイト以外のサイトにおいて転載する行為は禁止します。
3. 本サイトで配布する本資料を複製、譲渡、貸与、頒布、二次配布、公衆送信化するなどの著作権を侵害する行為は禁止します。
4. 本サイトで配布する本資料の公序良俗に反する内容・目的での使用、その他、犯罪・違法行為での使用は禁止します。
5. 上記各禁止事項に違反されたご使用があった場合、当社はいつでもその使用を禁止することができるものとします。

免責事項

1. 本サイトで配布する本資料は予告なく内容の変更や削除を行う場合があります。
2. 本サイトで配布する本資料のご利用はご利用者様の責任においてなされるものとします。また、その利用によって生じたいかなるトラブル・損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。